

## 第14 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試験項目				試験方法	合否の判定基準
火災通報装置	本体	設置場所等	設置場所	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 防災センター等に設けてあること。</li> <li>b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</li> <li>c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。</li> </ul>
			周囲の状況・操作性		
		設置状況			
	構造・性能			目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</li> <li>b 手動起動装置には、誤操作を防止するための措置が講じられていること。</li> <li>c 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</li> <li>d 電源監視装置は正常であること。</li> <li>e 電話回線等の接続が確実であること。</li> <li>f ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けられていること。</li> <li>g 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。</li> </ul>
		取扱表示等		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 取扱方法の概要及び注意事項等が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。</li> <li>b 操作部分にあっては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。</li> </ul>
		予備品等		目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
	電源	常用電源		目視により確認する。	電源の容量が適正であること。
		予備電源	種別		密閉型蓄電池であること。
			設置状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 配線は、確実にされていること。</li> <li>b 蓄電池に変形、損傷、腐食等がないこと。</li> </ul>
	遠隔起動装置等（遠隔起動装置等を有するものに限る。）	設置場所等	設置場所	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</li> <li>b 機器が損傷を受ける恐れのない場所に設けてあること。</li> </ul>
周囲の状況・操作性					
設置状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>操作上又は点検上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。</li> <li>機能に支障を及ぼすことがないよう設置されていること。</li> </ul>			
構造・性能			目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 手動起動装置には、誤操作を防止するための措置が講じられていること。</li> <li>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</li> </ul>	

				<p>c 配線等の接続が確実であること。</p> <p>d ヒューズ等は、容量が適切であり、容易にゆるまないように取り付けられていること。</p> <p>e 接地端子が設けられているものは、適切な接地が施されていること。</p> <p>f 機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置が設けられていないこと。</p>
		取扱表示等	目視により確認する。	<p>a 変形、損傷、腐食等がないこと。</p> <p>b 操作部分にあっては、名称及び操作内容が、当該部分又はその周辺部に容易に消えないように表示されていること。</p>
その他	発信機	設置場所等	目視により確認する。	<p>次のいずれかの場所に設けてあること。</p> <p>a 多数の者が目にふれやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができる箇所</p> <p>b 防災センター等</p>
		操作部	目視及びスケール等を用いて確認する。	<p>a 押しボタンは、床面又は地盤面から0.8m以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあること。</p> <p>b 押しボタンの前面には、保護板が操作上支障のないように有効に設けてあること。</p>
		構造・性能	目視により確認する。	<p>a 検定品であること。</p> <p>b 機器の各部に変形、損傷、腐食等がないこと。</p>
		予備品等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
標識	標識板	目視により確認する。	<p>a 発信機の直近には、標識板が設けてあること。</p> <p>b 発信機の付近に常夜灯が設けられていないときは、標識灯とし、発信機の直近に設けてあること。</p>	

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
火災通報装置	起動機能	手動起動装置	<p>a 手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。</p>
		遠隔起動装置	<p>a 遠隔起動装置を操作して、試験装置の消防機関側電話機で起動信号の送出を確認する。</p>
	優先通報機能	<p>火災通報装置が接続されている電話回線を試験装置等により通話状態にし、手動起動装置を操作して、起動状況を確認する。</p>	火災通報装置が接続されている電話回線から蓄積音声情報が正常に送出されること。
	通報頭出し機能	<p>手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側電話機で応答し、通報の開始状況を確認する。</p>	蓄積音声情報が常に冒頭から始まること。

		蓄積音声情報機能	手動起動装置を操作して確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 蓄積音声情報が、選択信号送出後自動的に送出されること。</li> <li>b 蓄積音声情報は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 通報信号音と音声情報により構成されるものであること。</li> <li>(b) 通報信号音は、おおむね800Hzの単音を3回連続したものを2回反復したものであること。</li> <li>(c) 音声情報は、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容であること。</li> <li>(d) 一区切りの蓄積音声情報は30秒以内であること。</li> <li>(e) 音声は電子回路により合成した女声とし、発声が明瞭で語尾を明確に強調した口調であること。</li> <li>(f) 蓄積音声情報は、ROM等に記憶させてあること。</li> </ul> </li> <li>c 電話回線に選択信号又は蓄積音声情報を送出している間、選択信号にあつては信号音、蓄積音声情報にあつては音声等をモニター用スピーカーで確認できること。</li> </ul>
		再呼出し機能	消防機関側の電話機を通話中の状態にし、手動起動装置を操作して、起動状況を確認する。	自動的に再呼出しすること。
通話試験	通話機能等	消防機関からの呼返し状況	手動起動装置を操作し、一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に5秒間電話回線を開放し、試験装置の消防機関側から呼返し信号を送出し、応答状況を確認する。	呼返し信号により、受信を可聴音により表示し、火災通報装置側の電話機が呼び出され、試験装置の消防機関側の電話機との間で相互通話することができること。
		不応答時の通報継続状況	手動起動装置を操作して、一区切りの蓄積音声情報を送出したままの状態とする。	火災通報装置から継続して蓄積音声情報を送出すること。
		切替状況	手動起動装置を操作して、蓄積音声情報を通報中に、手動操作により、電話回線を送受話器側に切替える。	手動操作により、蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機との間で相互通話することができること。
		通報中断時の呼返し状況	手動起動装置を操作して、蓄積音声情報を通報中に強制的に電話回線を開放し、試験装置の消防機関側の電話機から呼返し信号を送出する。	呼返し信号を受信し可聴音により表示し、試験装置の消防機関側の電話機と火災通報装置側の電話機の間で相互通話することができること。
	モニター機能	電話回線を捕捉せずに手動起動装置を操作する。	選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。	
電源試験	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。	
	電圧	予備電源の電圧を測定する。	電圧が所定の範囲内であること。	
その他	作動試験	発信機のボタンを押し、受信機への送信状況及び音響装置の作動状況を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 火災信号の受信完了までの所要時間（記録式の場合、同じ信号を2回記録するまでの所要時間）は、20秒以内であること。</li> <li>b 音響装置が正常に作動すること。</li> </ul>	

備考 1 火災通報装置の機能試験に用いる試験装置は、所定の性能を有していること。

- 2 試験装置の使用の際には、当該防火対象物の電話回線の選択信号と合わせることを。
- 3 試験終了後、電話回線に接続する場合には装置本体が復旧していることを確認すること。
- 4 印の試験は、「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されたものによっては、省略することができる。